

# ラグーナ蒲郡地区まちづくり協議会規約

## (目的)

第1条 ラグーナ蒲郡地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、蒲郡市海陽町地内の未利用地（以下「未利用地」という。）の分譲等に関わる事業者や関係する行政機関が、目指すまちづくりの方向性について共通認識を持つとともに、未利用地の有効活用と地域の活性化のため、相互の連絡を密にし、協力して課題の解決を図ることで、新たな価値観の発信も視野に入れ、調和のとれたまちづくりを進めることを目的とする。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について、協議・調整等を行う。

- (1) 未利用地及び周辺地域のまちづくりに関すること。
- (2) その他開発の推進や地域活性化に必要な事項。

## (構成)

第3条 協議会は、次の機関をもって構成する。

- (1) 蒲郡市
- (2) 愛知県（三河港港湾管理者）
- (3) 愛知県企業庁
- (4) トヨタ自動車株式会社
- (5) 株式会社ラグナマリーナ

2 協議会の構成機関は、協議会の承認により、これを追加することができる。

## (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

2 会長は、蒲郡市副市長とする。

3 副会長は、愛知県及びトヨタ自動車株式会社から選出される者とする。

4 会長に事故があるときは、副会長のうち、愛知県から選出される者がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会は、協議会を構成する機関の長が指名する者をもって構成する。

2 協議会は、会長が招集する。

3 次の事項は、協議会に諮るものとする。

- (1) 協議会規約の改正
- (2) 協議会の構成機関の追加又は変更
- (3) その他必要な事項

4 前項に関わらず、前項1号のうち、軽微な変更については、会長がこれを決定し、協議会に報告するものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の運営を円滑にするため協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の構成員が指名する者をもってあてる。

3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は蒲郡市の幹事をもってあてる。

4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集する。

(作業部会等)

第7条 協議会及び幹事会の運営を円滑にするため必要に応じて作業部会等を置くことができる。

(オブザーバ)

第8条 会長は必要に応じて協議会に構成員以外のものをオブザーバとして参加させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会及び幹事会に事務局を置く。

2 事務局は蒲郡市企画部企画政策課に置く。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。